

社会保険加入促進計画

平成24年4月19日
社団法人日本建設業連合会

1. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

日建連は、元請企業としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、正会員（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、行政に対しても社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、派生する問題である重層下請構造の是正、法定福利費の計上、さらには低入札防止対策の強化への主導的な取り組みを強く求めていく。（別紙参照）

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要である。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討していかなければならない。

なお、今後、会員企業144社に対して、下請企業を含めた、社会保険等の加入の実態調査を実施し、調査結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

2. 取り組みの内容

(1) 期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

(2) 団体が取り組むべき対策

① 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- ・ 建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

②会員企業への周知

- ・ 保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

③専門工事業団体との連携

- ・ (社)建設産業専門団体連合会と連携し、専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を検討する。

④就労履歴管理システムの構築等

- ・ 就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に参画して、実用化に向けた検討を進める。

⑤法定福利費等の確保

- ・ 国と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。
- ・ 民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。
- ・ 会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する。
- ・ 法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

⑥適正工期の確保

- ・ 適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査による現状の把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記の要請、パンフレット等による民間発注者への働き掛けを行う。

⑦重層化の改善

- ・ 「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。
- ・ 下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。

⑧実効性のある低入札防止対策の徹底

- ・ 国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。

(3) 会員企業が自ら実施すべき対策

①保険加入状況の確認及び指導

- ・ 下請企業に対して、協力会社会ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・ 下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)
- ・ 現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)

②法定福利費等の確保

- ・ 発注者との見積交渉、入札、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・ 下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。
- ・ 法定福利費に併せて、建退共制度加入に必要な費用も同様の取扱いとなるよう取り組む。

③重層化の改善

(上記(2)⑦の教宣資料の作成を受けて、以下の事項について取り組む)

- ・ 下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、さらには同主旨の再下請企業への指導を求める。

④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・ 平成29年度以降(社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階)、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

以上

行政に対する要請

1. 実効性の上がる保険未加入企業の排除

- ・建設業法に基づく建設業の許可、あるいは許可更新時に、社会保険等の加入状況を許可要件とするなど、実効性のある措置の実施を求める。
- ・本施策の全国の行政及び発注部局、さらには全発注者への指導徹底を求める。併せて、上記施策の進捗状況の公表を求める。

2. ガイドラインの作成

- ・元請企業による下請指導や下請企業による取組みについて、現場や事業所での施策の徹底を図るとともに、混乱の回避や過度な負担を避けるべく、本施策実施に当たってのガイドラインの作成を求める。

3. 関係行政部局との連携強化

- ・社会保険担当部局による未加入企業及び未加入者に対する更なる厳格な対応を求める。
- ・厚生労働省、日本年金機構等との全国的な連携体制による保険加入状況等の調査、指導等を求める。
- ・社会保険加入状況の情報開示及び資料提供を求める。

4. 就労履歴管理システムの構築

- ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るため、就労履歴管理システムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用を求める。(各企業の社会保険の加入状況も公開情報とする)
- ・本システムには、建設業法に基づく各種申請業務や所有資格情報等を一元管理し、共有化した効率的な運用による手間と経費の軽減等が期待される。本システムが建設産業にとって画期的なものとなるよう行政としての課題の整理を求める。
- ・本システムの構築に向けたロードマップの作成を求める。

5. 重層下請構造の改善

- ・技術者データベースや施工体制台帳等に基づく一括下請負禁止の確認、及び主任技術者の配置の徹底に向けた運用を求める。
- ・「一人親方」「偽装請負」に歯止めを掛けるため、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性の判断基準の作成、及び周知徹底等を求める。さらに一定程度の理解が得られた段階において、同法の厳格な運用を求める。
- ・全国全ての発注部局および民間発注者において、工事の平準化発注、お

よび発注者に起因する着工遅れの解消、並びに適正工期の確保がなされるよう指導徹底を求める。

6. 法定福利費等の計上及び民間発注者への指導

- ・ 見積書に計上する「工事費の法定福利費の算出基準」の作成を求める。
- ・ 法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとした、「発注者・受注者間における建設業法法令遵守ガイドライン」の周知徹底を求める。
- ・ 上記算出基準に基づく法定福利費の請負契約への適用、及び受発注者の法令遵守ガイドラインの民間発注者への指導徹底を求める。
- ・ 保険未加入対策に併せて実施することが効果的であると考えられる建退共制度の加入促進策の検討を求める。

7. 社会保険加入促進による影響・効果の把握とその対応策の検討

- ・ 業者数、従業員数、就労者数の増減等、施策に対する評価、レビューを行い、その状況に応じた施策実行の見直しの検討を求める。

8. 工程表の作成

- ・ 各施策の段階的な目標・達成レベルを明示した工程表の作成を求める。

以上

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の
実施における基本方針について

平成二十一年五月二十二日

社団法人 日本建設業団体連合会

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を実施するため、日建連および日建連会員企業は以下の基本方針に取り組むこととする。

一、賃金

- ①日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することに努めることとする。
- ②日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀と認められた者を優良技能者と認定し、優良技能者の標準目標年収が六〇〇万円以上となるよう努めることとする。
- ③日建連は、(社)建設産業専門団体連合会と協調し優良技能者の賃金改善に努めることとする。

二、建設業退職金共済制度

共済証紙購入費用について、

- ①日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努めることとする。
- ②日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分について下請と協調しつつ、一定の負担に応じながら完全実施に努めることとする。
- ③日建連は、建設業退職金共済制度の運用について(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金事業共済本部にその改善要望を行うこととする。

三、重層化

日建連会員企業は、重層下請構造の改善のため、

- ①重層下請次数を原則三次以内とする。
- ②また、五年後をめぐりに二次以内を目指して取り組むこととする。

四、教育

教育への支援について、

- ①日建連会員企業は、工業高校等の教育機関への講師派遣および作業所へのインターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。
- ②日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しながら技能資格を有する若年建設技能者に対し、補助金を拠出する制度を創設する。
- ③日建連は、富士教育訓練センターと協力しながら工業高校教師および専門工事業経営者等への教育実施のための費用の一部を補助する制度を創設する。

五、作業所労働時間・労働環境

日建連会員企業は、作業所労働時間・労働環境の改善のため、

- ①作業所日曜全閉所および土曜五〇%閉所を実施すべく努めることとする。
- ②快適職場認定一〇〇%取得を実施する。さらに快適職場認定のみならず、よりいっそう労働環境の改善に努めることとする。

六、広報

日建連および日建連会員企業は、提言の実現のため、広報活動の強化を図る。

例えば、建設業退職金共済制度について、制度の存在、意義等のPR、建設現場の仮囲いを利用した広報活動の実施 等

以上